

●アルバイトをめぐるトラブルについて

学生のアルバイトは本分である学業との適切な両立を図ることが大切です。しかしながら近年、企業が過酷な条件で学生を働かせる「ブラックバイト」が社会的に大きな問題となっています。

トラブルに巻き込まれないためには、アルバイトを始める前に労働条件通知書(P.10)などの書面をもらい保存しておくことが重要です。

困ったときには、一人で悩まず「困ったときの相談窓口」(P.42)へ相談してみましょう。



学生の皆さんへ アルバイトをする前に 知っておきたい7つのポイント

Point 1 アルバイトを始める前に、 労働条件を確認しましょう！

※希望すればメール等で労働条件通知書をもらうことも可能です。



Point 2 バイト代は、毎月、決められた 日に、全額支払いが原則！



Point 3 アルバイトでも、残業手当 があります！



Point 4 アルバイトでも、条件を満た せば、有給休暇が取れます！



Point 5 アルバイトでも、仕事中の けがは労災保険が使えます！



Point 6 アルバイトでも、会社都合 の自由な解雇はできません！



Point 7 困ったときは、総合労働相談 コーナーに相談を！

※事業主の方からのご相談も受け付けております

詳しくはこちら

ポータルサイト
「確かめよう 労働条件」



出典：厚生労働省リーフレット「アルバイトをする前に知っておきたい7つのポイント」